

Problems of Postcommunism, *Journal of Democracy*,
vol.3/2, April 1992.

佐 治 孝 夫

Takao SAJI

「東欧改革」と呼ばれた、1989年秋の東欧諸国の連鎖反应的政変から既に三年を経過した。この間、戦後の東欧をソ連に縛り付けてきたワルシャワ条約機構と、経済相互援助会議（コメコン）はともに消滅し、その結果として多民族超大国「ソ連」の歴史的解体を誘発した。現在、不確実性に満ちた世界に足を踏み入れた旧ソ連・東欧の中小国家群は、国内の経済危機や民族問題など多様な問題を抱え、呻吟している。

他方、政治学の分野においては、「東欧革命」の本格的な理論的・実証的研究が漸く緒につき、旧ソ連・東欧研究誌だけでなく、比較政治学分野の専門誌・学会誌においても「東欧革命」の原因・過程そして現状をテーマとする特集号の発刊が相次いでいる。今回はその中から『民主主義評論』誌の第3巻・2号（1992年春刊行）の特集「ポスト共産主義の諸問題」を取り上げる。その構成は、次の通りである。

1. Civil Society Then and Now

Bronislaw Geremek

2. Toward a Civil Economy

Richard Rose

3. The Military Under Democracy

Condoleezza Rice

4. The Battle of the Trade Unions

Adrian Karatnycky

5. From Solidarity to Fragmentation

Krzysztof Jasiewicz

以下各論文の内容を簡単に要約・紹介する。

1 「市民社会：当時と現在」(Bronislaw Geremek)

市民社会の概念が、中東欧の共産主義に対する抵抗の歴史において登場したのはかなり最近のことである。市民社会の概念は、次のような認識を背景に登場した。すなわち、国家は共産主義寡頭制に完全に掌握されているが、それにも拘らず、社

会は、「政治」を回避し、「非政治的政治」に向って前進する限りにおいて、自主的に自己を組織する能力を持ち続けるのである。抵抗の主要形態は異義申し立ての諸現象であり、それは多くの場合、個々別々に、社会の隅々で展開され、意識的に変革の展望を断念するという性格を備えていた。そして、いかに非現実的に見ようとも、こうした異義申し立ては共産主義を拒絶する社会の自己包摂形態を構成したのである。

共産主義に対する抵抗の綱領という意味での市民社会の概念は1970年代後期から1980年代初期にかけての時期に、最初は「連帯」運動と結びついた形で、ポーランドにおいて初めて登場した。この巨大な民衆運動は、共産主義体制の権力装置——軍隊・警察そして政治的行政機構（共産党官僚制とノーメンクラトゥーラ）——に反対した。市民社会は非暴力的・道徳的抵抗による社会の自己組織化の理念として、民主主義への移行のための「資本」をこの運動に提供したのである。1980年の市民社会は恐ろしい程の感情的統一性に依拠したビジョンを未来に投影したものであった。しかし、民主主義的な安定メカニズム（例えば憲法上の抑制と均衡、市民への遵法精神の教育、市民の政治的能動性の喚起）が求められる1990年代においては、市民社会は、感情に依拠することは最早できず、大切に育成されるべき制度の建設、倫理的価値の現実の中での実現、そして可能な限り多くの人々の公共生活への包摂に基礎をおく。市民社会は民主主義国家と対峙して作動するのではなく、共働するのである。かくして、強健な市民社会は国家と社会の分岐を克服し、市民を公共生活に積極的に参加させる上で最良の展望を与えるのであり、こうした条件の下でのみ、民主主義は確実なものになりうるのである。

2 「市民経済をめざして」(Richard Rose)

ポスト共産主義社会は、全体主義から民主主義への政治次元の移行と、中央計画経済から市場経済への経済的移行という大規模かつ相互関連的な2つの改革を同時に経験している。こうした改革が、市民社会の発展抜きには成功しえないことは広く認められているところである。しかし、この二重の改革の成否が市民経済の発展にも存在することは十分に理解されているとはいえない。

東欧ポスト共産主義政権の大部分は中央計画を拒絶しているのであるが、それでは同政権が、一体どのような種類の経済を推進しようとしているのかは未だ不透明である。今後の変動の経路を展望するためには、旧来の共産主義型指令経済と西欧型市場経済を区別する伝統的基準に加えて、第2の重要な次元として、明確な法的枠組の中で作動する経済と法の外部で作動する経済とを区分することが肝要である。この2つの次元を組み合わせると、次の図で示す経済の類型が得られる。

今日の東欧においては、市場経済と非市場経済を区別するだけではなく、合法的経済と非合法的経済を区別することが重要なのである。古い指令経済は合法的で非市

場的な経済であるが、それはまた非合法で非市場的な寄生的活動を大量に生み出した。

	市場的	非市場的
合法的	市民経済	指令経済
非合法的	非市民経済	寄生経済

ポスト共産主義社会にとっての現実的な途は、2つの異ったタイプの市場経済——市民経済と非市民経済——の間の選択にある。市場メカニズムの発展自体は、市民経済にとっての必要条件ではあっても十分条件では決していない。というのも、市民経済はまた、市民および企業体が財産・契約・徴税に関連する諸法律を遵守することを絶対的条件とするからである。この条件が満たされない場合には、その結果は非市民経済であり、そこでは国家は、市民経済の下では法的に市民が支払う義務のあるはずの税を徴収することができない。

今日の東欧にとって重大な問題は、指令経済からの移行期にある社会が市場的でありかつ依法的な市民経済に向かっているのか、それとも法律の外にある非市民的市場経済に向かっているのかということなのである。自由な社会が私的市場に依存するように、私的部門は法治国家の法と秩序に依存する。こうした類型論を展開した後で、この論文は今日の東欧の大衆が、合法的、脱法的、非合法的経済の共存の中でどのように行動しているのかについて例示し、民主主義国家が、教育、保険医療、そして社会保障計画のために資金を供給する上で必要な税収を調達することができなければならないとするならば、市民経済を発展させることが重要であり、そのためには、政府は支出と課税の面での過剰関与を回避すると同時に、東欧の企業体と個人に納税者としての義務を受け入れさせるインセンティブを与えることが重要であると指摘する。

3 「民主主義の下での軍部」(Condoleeza Rice)

チェコスロバキアが直面する焦眉の課題の一つは、権力の軍事的領域と政治的領域の間（政軍関係）に容認しうる均衡を作り出すことである。新しい民主主義体制がこのバランスを生み出すことに成功するならば、安定と民主主義は著しく強化されるであろう。しかし、ソビエトによる支配が残した政軍関係における負の遺産は、民主主義への移行に著しい難題を突き付けている。

この遺産は逆説的なものである。経済・外交政策の極端な軍事化と、軍隊に対する強力で効果的なシビリアン・コントロールとの共存がそのパラドクスである。シビリアン・コントロールは、「科学的社会主義」の名の下での、国家と社会を指導する共産党の絶対的権威の所産であった。共産党指導部は軍事エリートの政治的な権力と野心に対して強い統制力を持ち続けるべきであることを共産主義イデオロギーから学んだのである。しかし、今や共産党のヘゲモニーが瓦解した以上、ポスト共

産主義国家は軍部を脱政治化させるための規範的・制度的基礎を確立しなければならない。すなわち、政軍関係についての民主主義の規範は軍隊の容認しうる行動パターンを確立するために、できるだけ早く政治—軍事制度の仕組みの中に表現されなければならないのである。そして更に、こうした規範は、より広範な民主主義の原則と制度の体系の中に具体的に示さなければならない。

4 「労働組合の闘争」(Adrian Karatnycky)

かつて共産主義体制の確立と瓦解の双方において強力な役割を演じた労働者の運動は、旧東側ブロック諸国が安定的民主主義体制と近代的市場経済の確立に成功しうるか否かを決める重要な役割を今や果たす可能性がある。民主主義革命の成功と共産主義の瓦解にも拘らず、大部分の東中欧国家において、新しい独立労組は、共産党支配が残した歓迎されざる遺産を未だに持ち続ける旧「官製」労組との共存を強いられている。現にブルガリア、ハンガリー、ポーランドでは、旧共産党系労組の方が民主主義的労組よりも大きい。この論文では、労働組合の発展の検討を通じて、民主主義的労組の活動の伸長が伝統的労組の支配を脅かしつつある状況と、自由労組が、民主主義への変革闘争の中で大きな役割を果たすことによって、新しい民主主義国家の力と存続を保障する大衆的基盤を備えた支柱となる可能性が高いことが指摘される。民主化闘争の前衝であった労組組合は、民主主義への移行が東欧・旧ソ連において進展する中、舞台の主役に留まり続けるであろう。

5 「連帯から分離へ」(Krzysztof Jasiewicz)

比例代表制を基礎とする新しい選挙制度の採用が今日ポーランドの複雑な政治状況の原因の一つである。1991年10月27日の選挙で、有権者は約30の政党を議会に送り、最大政党でさえ下院460議席中62議席を握るにすぎず、多数派連立内閣を作るためには最低5つの政党の提携が必要である。かかる「原子化政党制」の状況の下では、弱体な少数政権を組閣するにさえ2カ月を必要としたことは別段不思議ではない。

そして「連帯」内部の分裂も——新選挙法が採択される以前に生じていたけれども——ポーランド政治の対立の激化を生んだもう1つの要因なのである。この論文では、「連帯」以後の政治過程の展開と選挙法が及ぼした効果、特に政党及び政党制に対する効果が概観される。

ポーランドの新しい民主主義は、その基本原則を再確認するという課題から、多くの憲法上の選択に直面せざるを得ないであろう。その中でも2つの選択が格別に重要であると指摘される。すなわち、第一に議院内閣制か大統領制かの選択であり、第二に比例代表制か多数代表制の選択である。そして、最悪の選択は、大統領

制と比例代表制の下で選出される議会とが結び付けられたラテン・アメリカ型政治システムであると指摘され、ポーランドはこうした不幸な組み合わせを回避するであろうとの期待が結論とされる。